

空港の管理運営に係る現状等について

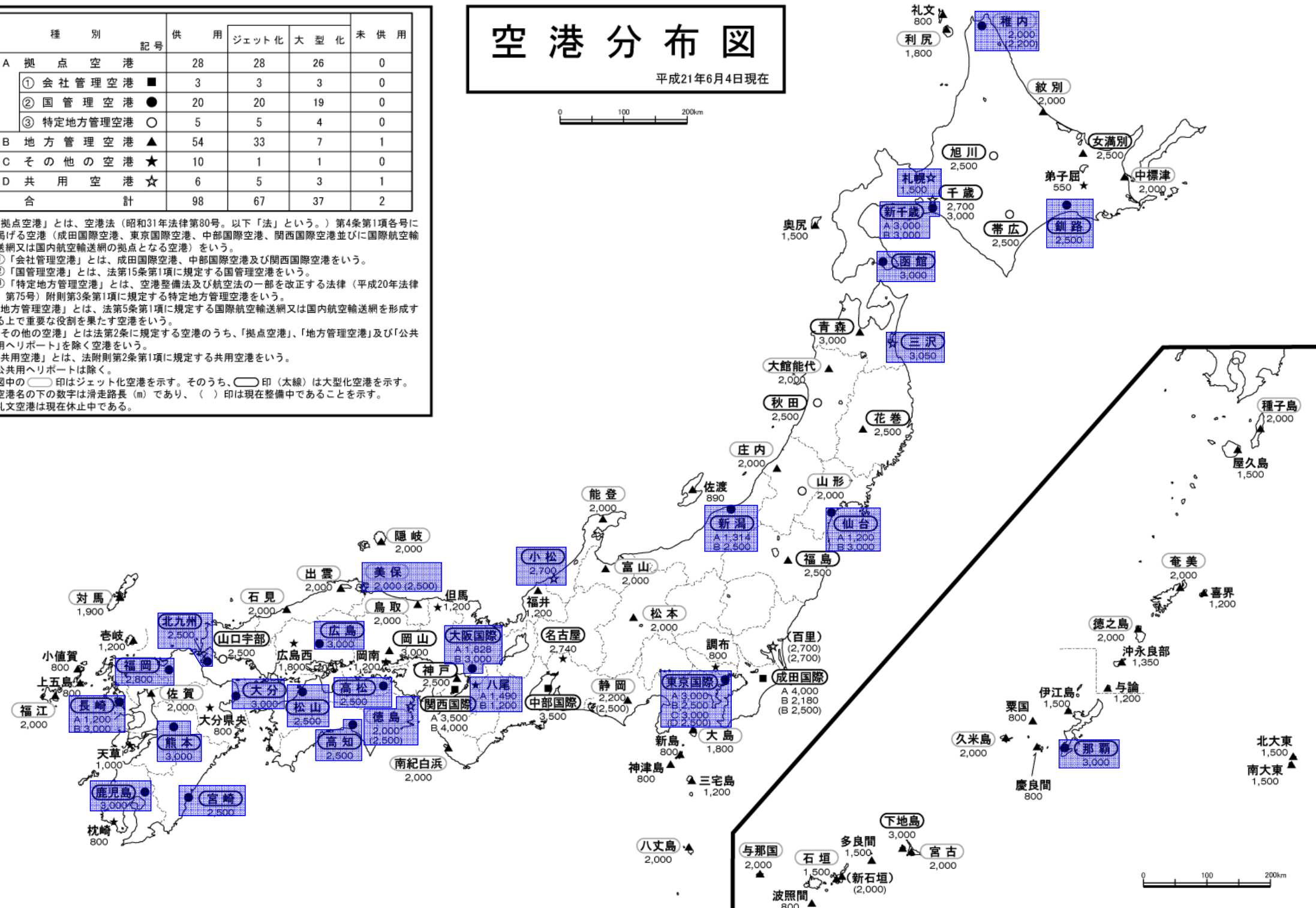
我が国の空港整備状況について

種別	記号	供用	整備状況		未供用
			ジェット化	大型化	
A 拠点空港		28	28	26	0
① 会社管理空港	■	3	3	3	0
② 国管理空港	●	20	20	19	0
③ 特定地方管理空港	○	5	5	4	0
B 地方管理空港	▲	54	33	7	1
C その他の空港	★	10	1	1	0
D 共用空港	☆	6	5	3	1
合計		98	67	37	2

A 「拠点空港」とは、空港法（昭和31年法律第80号。以下「法」という。）第4条第1項各号に掲げる空港（成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港並びに国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港）をいう。
 ① 「会社管理空港」とは、成田国際空港、中部国際空港及び関西国際空港をいう。
 ② 「国管理空港」とは、法第15条第1項に規定する国管理空港をいう。
 ③ 「特定地方管理空港」とは、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成20年法律第75号）附則第3条第1項に規定する特定地方管理空港をいう。
 B 「地方管理空港」とは、法第5条第1項に規定する国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港をいう。
 C 「その他の空港」とは法第2条に規定する空港のうち、「拠点空港」、「地方管理空港」及び「公共用ヘリポート」を除く空港をいう。
 D 「共用空港」とは、法附則第2条第1項に規定する共用空港をいう。
 * 公共用ヘリポートは除く。
 * 図中の○印はジェット化空港を示す。そのうち、○印（太線）は大型化空港を示す。
 * 空港名の下に数字は滑走路長（m）であり、（ ）印は現在整備中であることを示す。
 * 礼文空港は現在休止中である。

空港分布図

平成21年6月4日現在



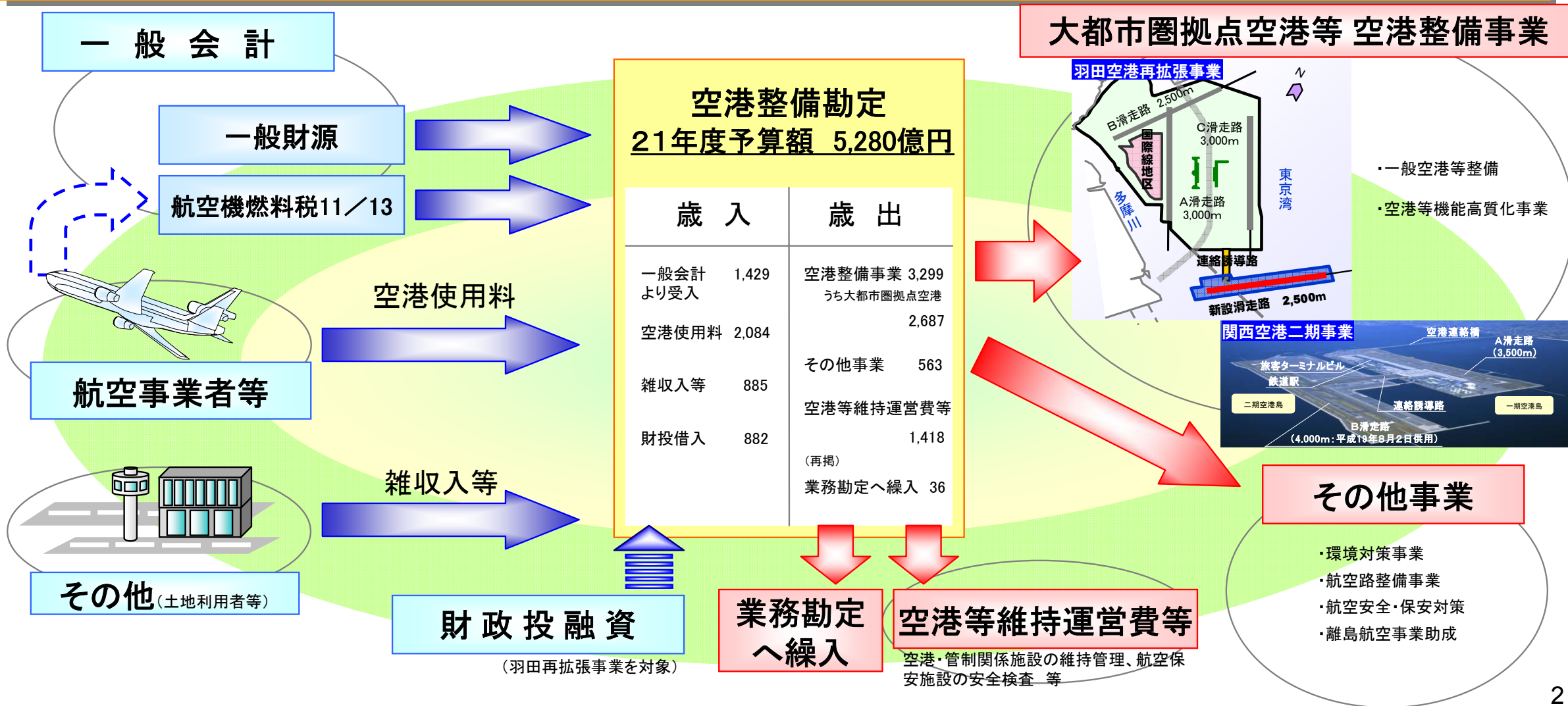
社会資本整備事業特別会計 空港整備勘定の概要

《役割》

航空輸送需要の増大に対処して空港・航空保安施設整備等の促進と維持運営の円滑化を図るとともに、受益と負担の関係を明確にしつつ所要の財源を確保するため、歳入歳出を一般会計と区分して管理し、経理内容を明確にするため設けられたもの。

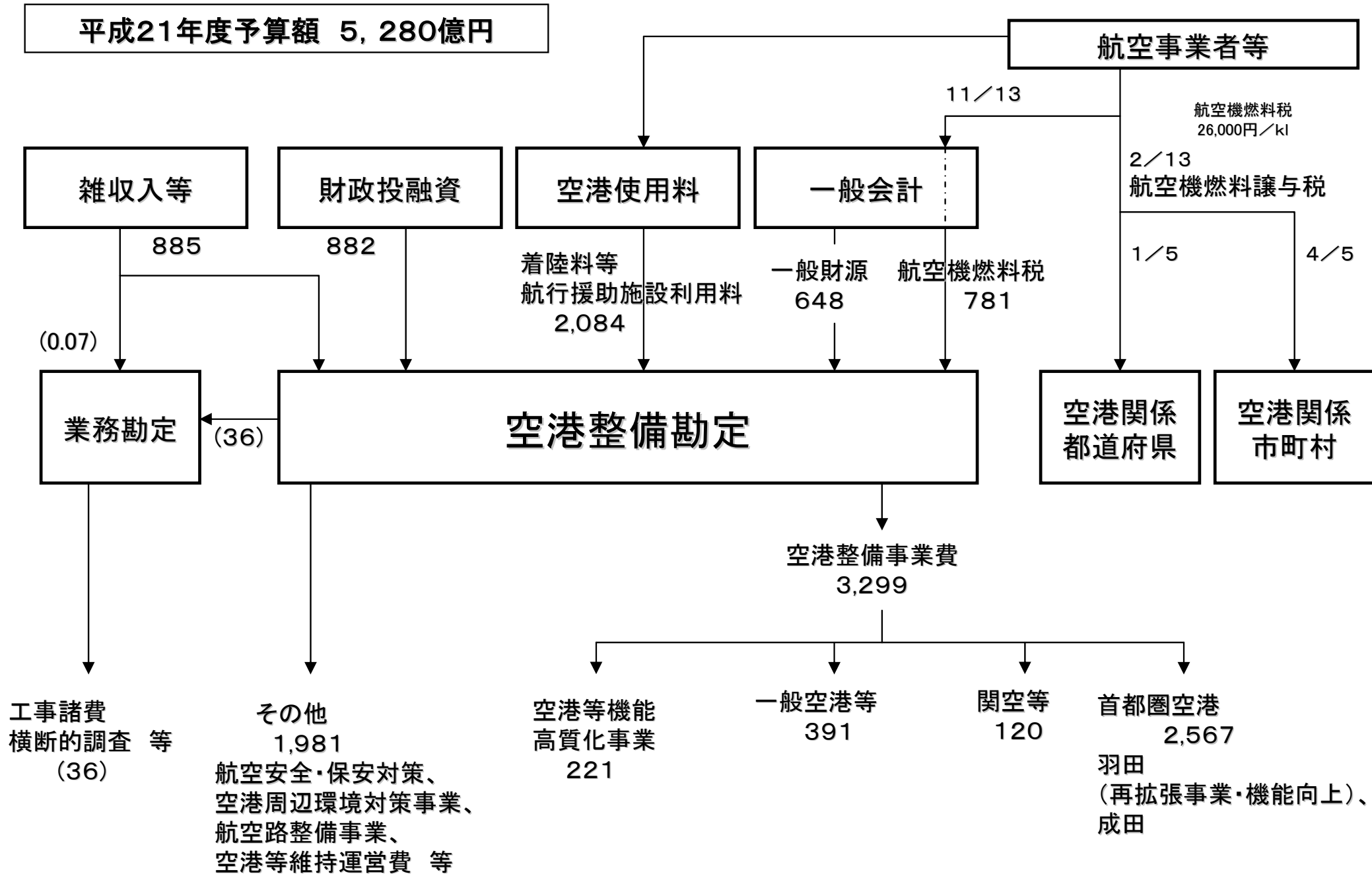
《事業の概要》

一般会計からの繰入金（一般財源、航空機燃料税収入の11/13相当額）、航空事業者等から徴収する空港使用料、財政融資資金からの借入金等を財源として、大都市圏拠点空港を中心とした空港整備事業、空港周辺的环境対策事業、航空管制施設等の新設・改良工事等の航空路整備事業、空港等の維持運営事業等を実施。



社会資本整備事業特別会計 空港整備勘定のしくみ

(単位:億円)

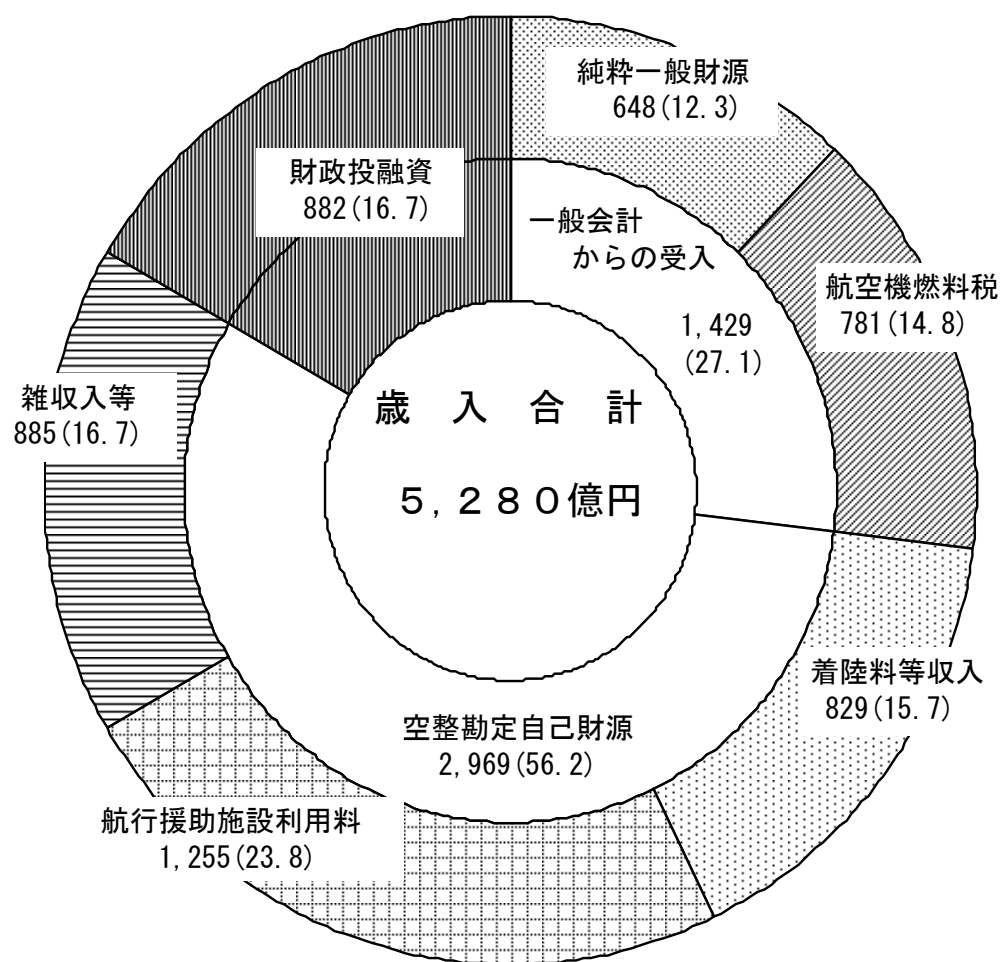


(注) () 書きは再掲。

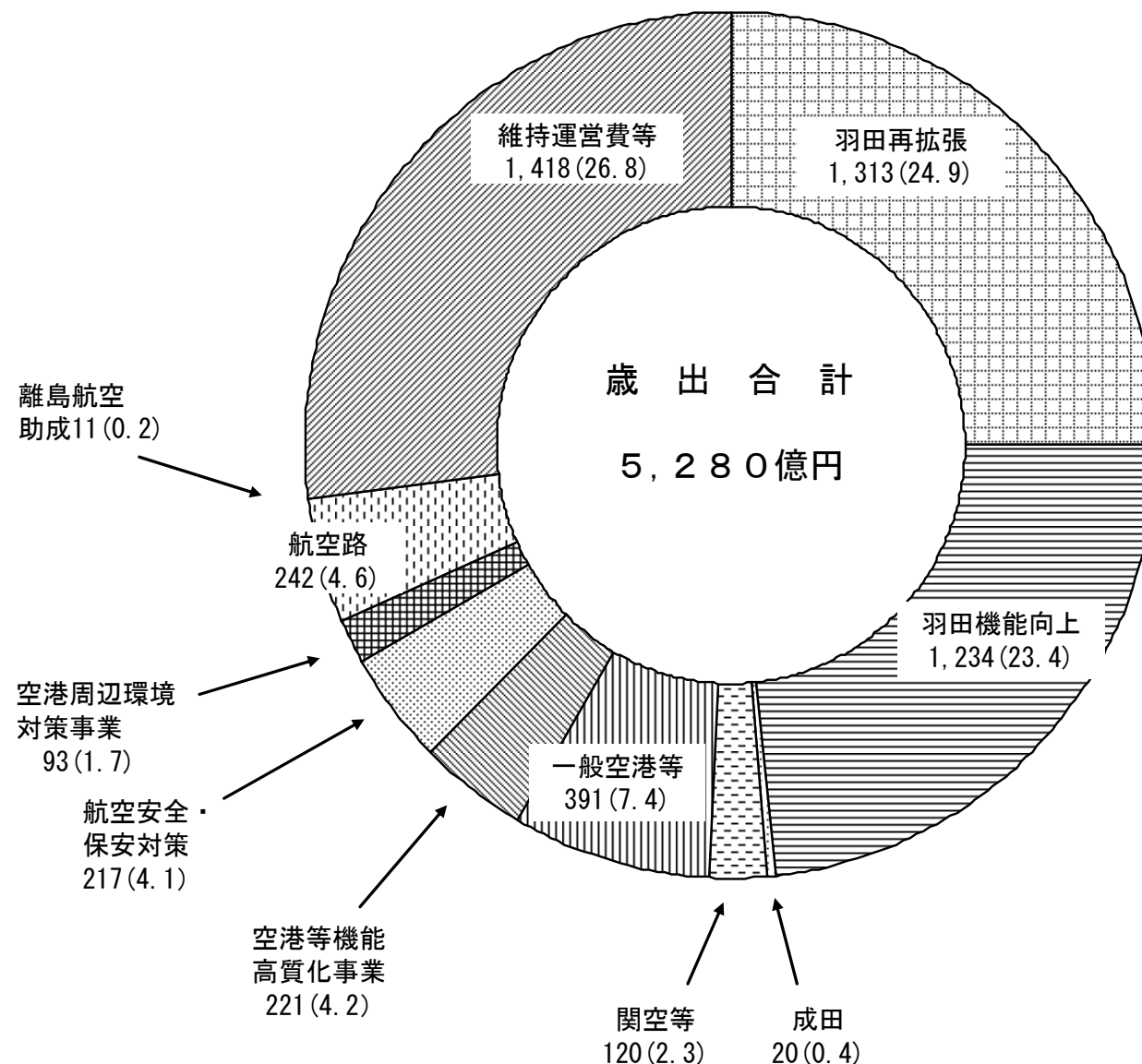
空港整備勘定の歳入・歳出規模(平成21年度予算額)

単位: 億円(%)

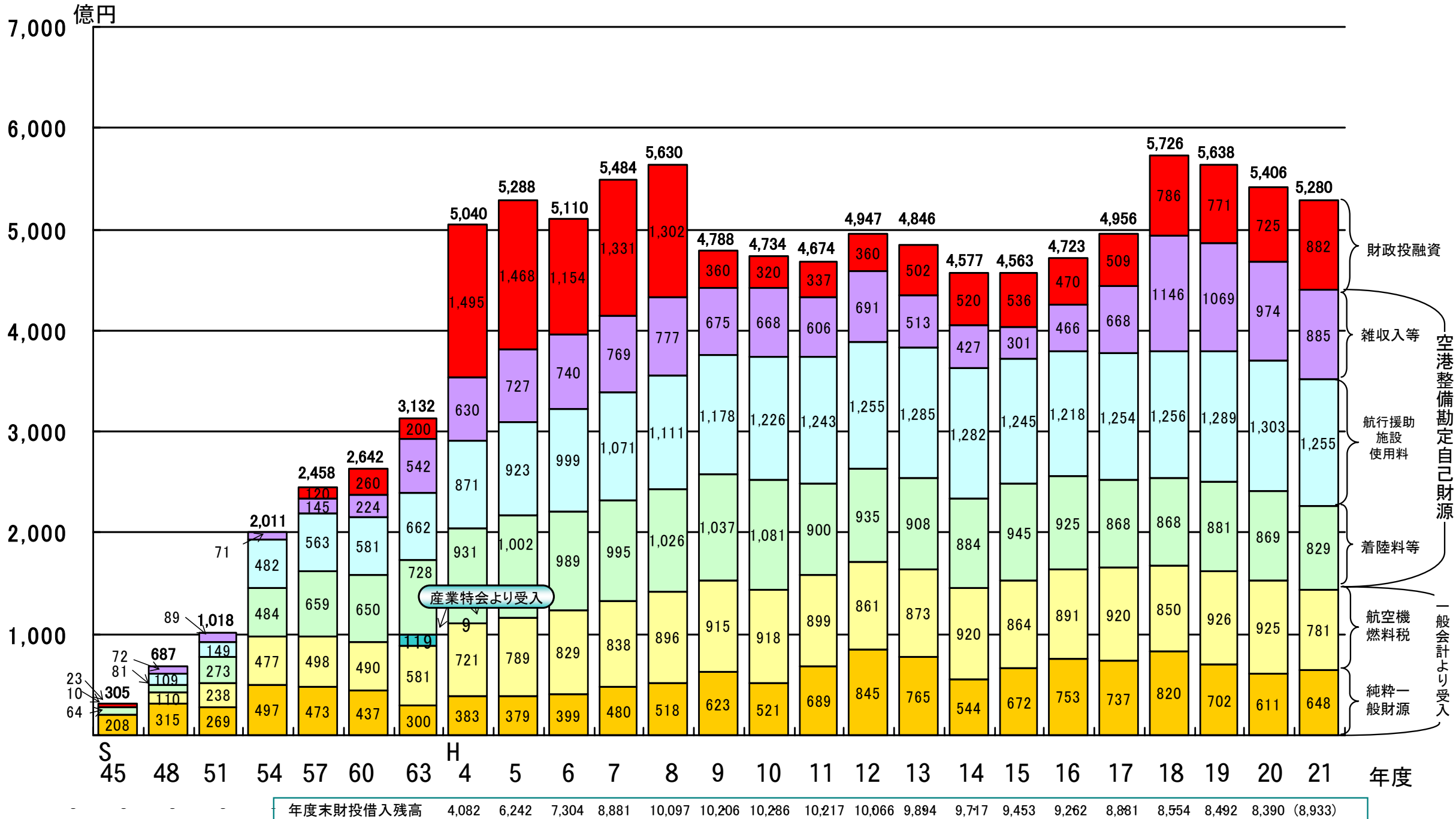
(歳 入)



(歳 出)



空港整備勘定歳入の推移



注1) 歳入額は当初予算ベース。45年度は現在の特別会計規模におきかえている。

2) 財投借入残高は実績ベース。()内は見込額。

3) 特会改革により、空港整備特別会計は平成20年度から社会資本整備事業特別会計空港整備勘定として計上している。

空港使用料等の内訳について

	概要
着陸料・停留料	離着陸など空港の使用に対する対価として徴収。 着陸料は航空機の重量及び騒音値を基礎とし、 停留料は航空機の重量を基礎として算定する。
特別着陸料	大阪国際空港において、環境対策に係る対価として徴収。 有償旅客数を基礎として算定する。
保安料	ハイジャック・テロ対策を強力に推進するため導入。 有償旅客数及び貨物量を基礎として算定する。

国管理空港の着陸料軽減措置体系について

ネットワーク維持のための地方路線に係る着陸料軽減

地方航空ネットワークの維持・拡充等を図るとともに、また観光立国の推進に寄与するため、当分の間、地方路線に係る着陸料を以下の通り軽減。

		到着	
		羽田	国管理(羽田・伊丹除く) 共用
出発	羽田、伊丹、 新千歳、福岡	本則	7 / 10
	その他	9 / 10 3 / 4 7 / 10 1 / 2	

発空港	羽田着陸料の軽減
小松、関空、広島、高松、松山、 長崎、熊本、大分、宮崎、 鹿児島、北九州、神戸	9 / 10
釧路、函館、三沢、美保、高知、 徳島	3 / 4
旭川、帯広、女満別、青森、 秋田、庄内、富山、岡山、鳥取、 出雲、山口宇部	7 / 10
稚内、紋別、中標津、大館能代、 山形、能登、南紀白浜、石見、 佐賀	1 / 2

沖縄・離島路線に係る着陸料軽減

沖縄発着路線に係る着陸料について、平成24年3月31日までの間、機材の種別等に応じて1/6～1/16に軽減。
離島発着路線に係る着陸料について、機材の種別等に応じて1/6～1/16に軽減。

羽田空港発着の深夜早朝便に係る着陸料軽減

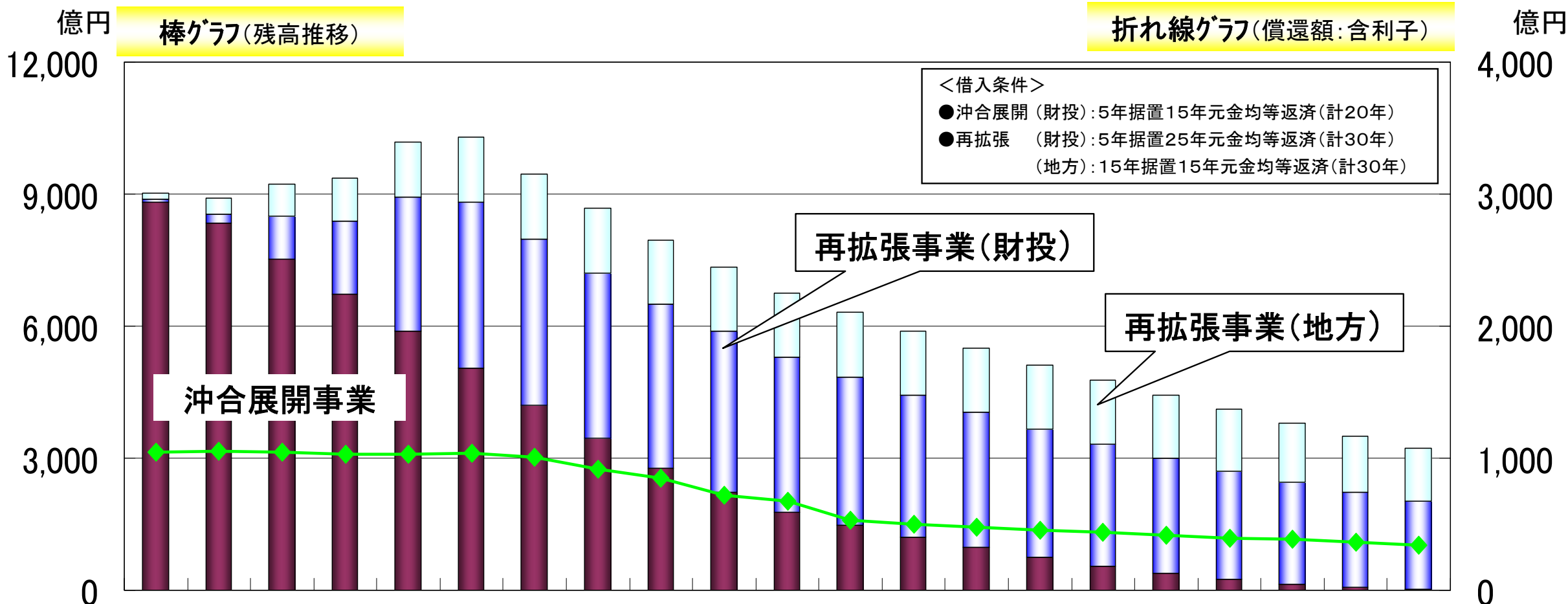
羽田に8:29以前に到着する便、羽田を20:30以降に出発する便については、当分の間、当該便の羽田又は相手先空港に係る着陸料を1/2に軽減(但し伊丹路線、国際線は除く)。

国際旅客チャーター便促進に係る着陸料軽減

羽田空港・・・23:00～8:29以前に到着する国際旅客チャーター便の着陸料を1/2に軽減。
羽田以外の国管理空港・・・国際旅客チャーター便の着陸料を1/2に軽減。

(平成20年4月1日～
平成22年10月31日まで)

羽田空港に係る借入金の償還について(20年度末ベース)

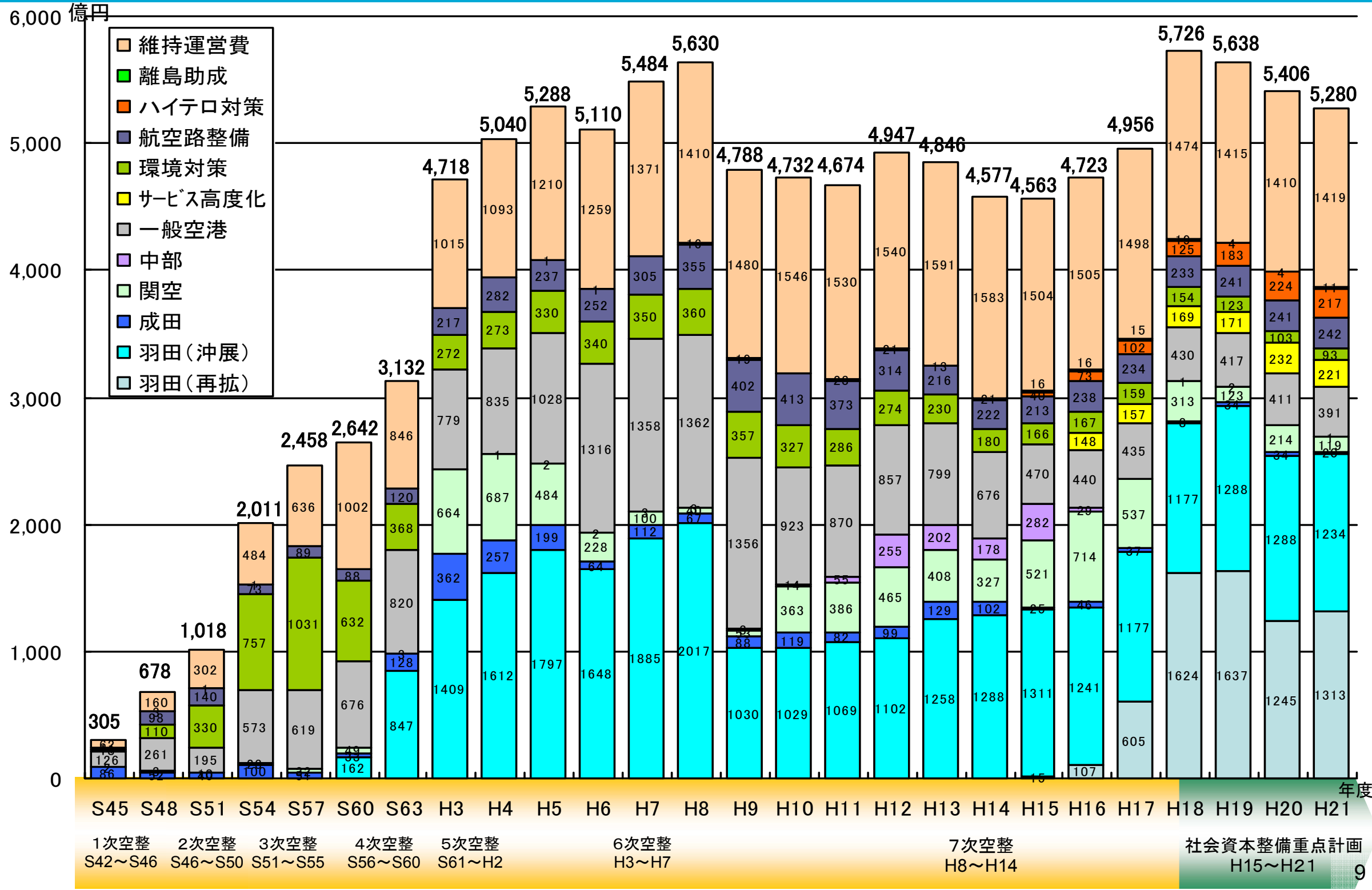


17 (2005) 18 19 20 (2010) 21 22 23 24 25 26 27 28 (2015) 29 30 31 32 33 34 35 36 37 (2020) (2025)

年度	H20年度末	H22年度末見込	H27年度末見込	H37年度末見込
借入残高 (内財投借入分)	9,367億円 (8,390億円)	約10,300億円 (約8,800億円)	約6,800億円 (約5,300億円)	約3,200億円 (約2,000億円)
償還額 (内財投借入分)	1,032億円 (1,032億円)	約1,040億円 (約1,040億円)	約680億円 (約680億円)	約340億円 (約250億円)

※20年度以前は実績、21年度は予算額、22年度以降は見込額をベースに試算。平成10年度予算以降の借入については金利見直し時に一定の金利変動を勘案して試算。 8

空港整備勘定歳出の推移



年度

1次空整 S42~S46 2次空整 S46~S50 3次空整 S51~S55 4次空整 S56~S60 5次空整 S61~H2 6次空整 H3~H7 7次空整 H8~H14 社会資本整備重点計画 H15~H21

○空港の設置及び管理に関する基本方針（国土交通省告示第1504号 平成20年12月24日）（関係部分抜粋）

第二 空港の整備に関する基本的な事項

我が国の空港については、事業実施中の空港を加えると、配置的側面からの整備は全国的に見れば概成し、離島を除き新設を抑制することとしており、今後は、将来需要に的確に対応するための方策のほか、航空輸送サービスの質の向上や利用者の便益の増進に向けた空港機能の高質化、また、耐震、防災保安の観点からの安全・安心の確保等が求められている。これらに対応するため、現下の厳しい財政事情に鑑み、需要予測の一層の精度向上に引き続き努め、事業評価をより厳格に実施すること等により選択と集中を図り、投資を重点化していくとともに、既存ストックを活用した空港機能の高質化に向け、以下の施策を中心に取り組むことが必要である。

なお、具体的な整備のあり方については、今後閣議決定される社会資本整備重点計画に従って対応する。

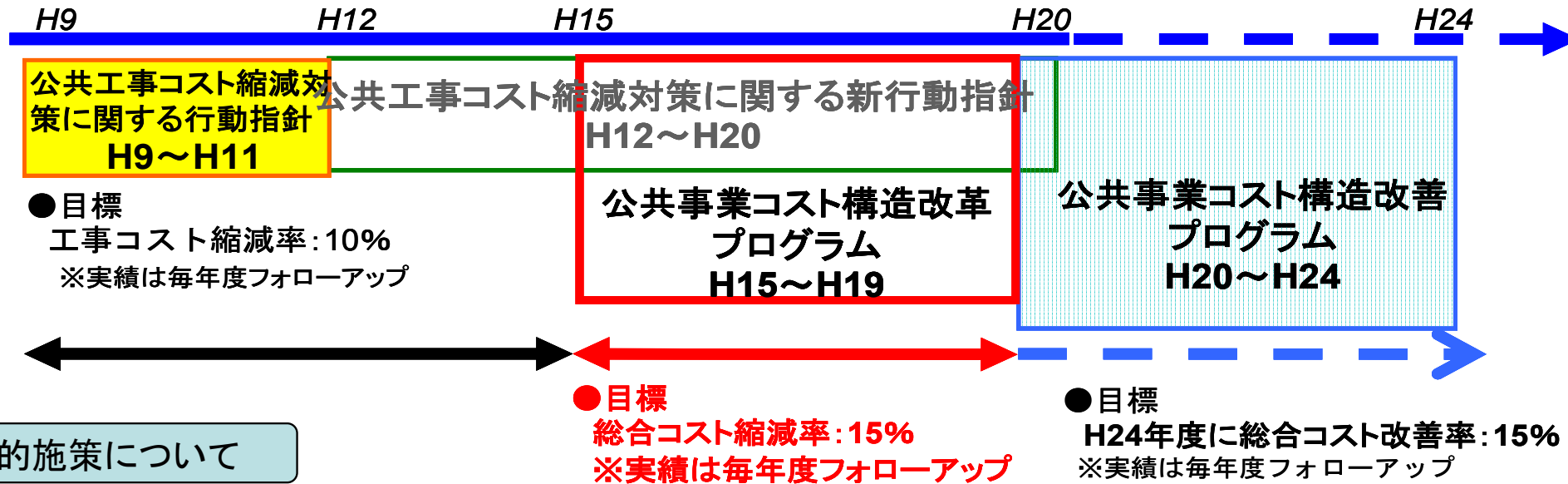
1 将来需要に対応するための施設整備・機能向上等

将来の需要動向を踏まえ、今後の空港の整備においては、以下のとおり取り組んでいくことが必要である。

③施設整備等の基礎となる需要予測の一層の精度向上に引き続き努め、社会経済情勢の変化等が生じた際の事業着工前や着工後の再評価及び需要予測値と実績値の比較分析等を含む事後評価等の一連の事業評価について、その評価の結果を適切に公表するとともに、引き続き厳格に実施することとする。

航空局におけるコスト縮減への取り組みについて

・公共工事のコスト縮減は、平成9年度以降、全省庁が一致協力して施策を推進し、一定の成果を得ている。



具体的施策について

I. 事業のスピードアップ	【1】合意形成・協議手続きの改善
	【2】事業の重点化・集中化
	【3】用地・補償の円滑化
II. 計画・設計・施工の最適化	【1】計画・設計の見直し
	【2】施工の見直し
	【3】民間技術の積極的な活用
	【4】社会的コストの低減
III. 維持管理の最適化	【1】民間技術の積極的な活用
	【2】戦略的な維持管理
IV. 調達の最適化	【1】電子調達の推進
	【2】入札・契約の見直し
	【3】積算の見直し

具体的な取り組み事例



高盛土の動態観測を行う装置について、自家発電装置を採用することで、商用電源の敷設(約2.5km)が不要に。
(縮減額:約9,000千円)

現在は、平成20年度から5年間で、平成19年度と比較して15%の縮減率を目指す「国土交通省公共事業コスト改善プログラム」に取り組んでいる。

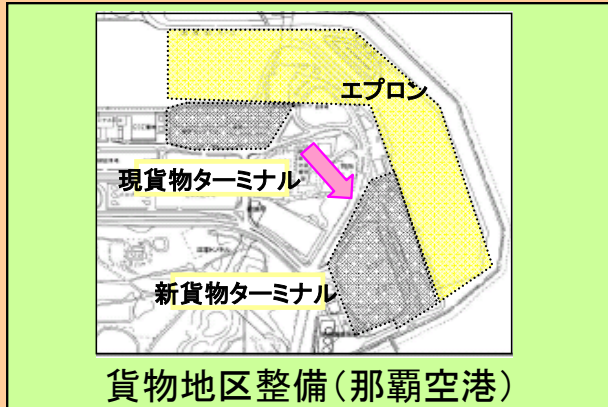
空港の機能高質化事業

我が国全体の国際競争力や空港後背地域の地域競争力の強化、空港利用者の利便増進を図るため、既存ストックを活用し、空港の就航率向上等による空港の機能高質化を推進します。

(1) 国際競争力強化促進事業

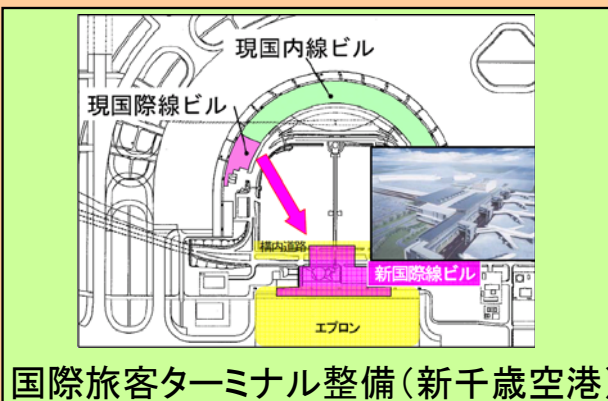
国際物流機能の強化

アジア主要都市と日本との間を結ぶ国際競争を備えた航空物流機能の強化に資するよう、国際貨物取扱機能の強化拡充を図ります。



国際旅客ターミナルの機能向上

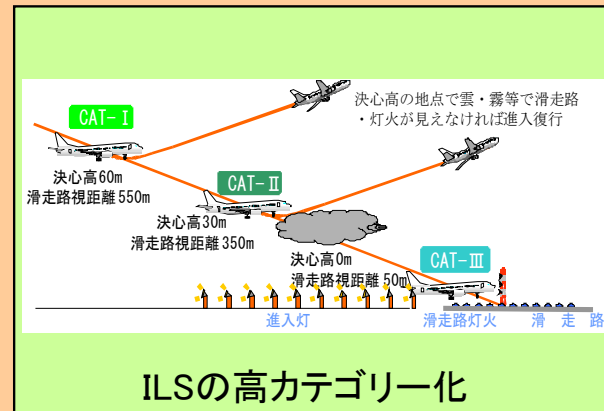
国際観光交流の強化に資するよう、CIQを含む国際旅客ターミナルの機能向上を図ります。



(2) 地域競争力強化促進事業

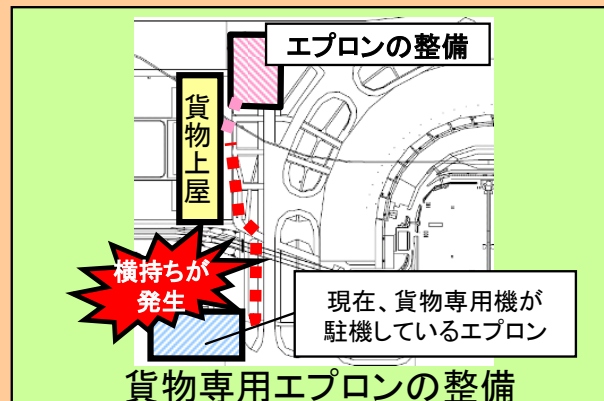
就航率向上

気象条件に影響されない安定的な就航を実現するため、ILSの高カテゴリー化等を進めます。



物流機能の強化

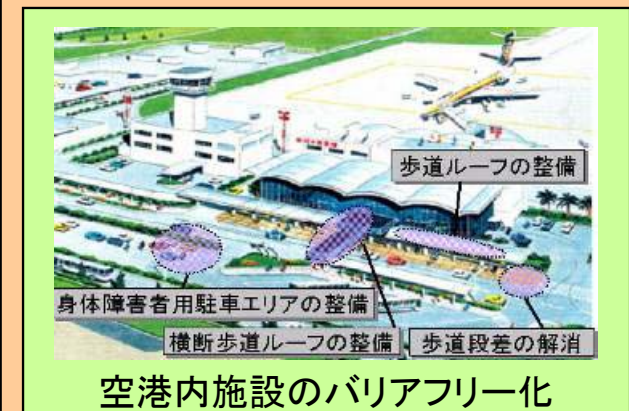
航空物流機能の効率化を図るため、貨物専用エプロンの整備を実施します。



(3) 空港利便増進事業

バリアフリー化の推進

空港利用者の安全性・快適性向上のためのバリアフリー化等を進めます。



空港の耐震化

地震災害時に、空港が災害復旧支援、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保など様々な役割を果たすことができるよう、基本施設等の耐震性の向上を推進します。

地震災害時に求められる空港の役割（交通政策審議会航空分科会答申 平成19年6月）

①救急・救命活動等の拠点機能及び緊急物資・人員等の輸送受け入れ機能

②航空ネットワークの維持

③背後圏経済活動の継続性確保



被害状況の迅速な把握

緊急物資・人員輸送

救急・救命輸送



航空ネットワーク全体への影響を回避



公共交通機関の確保



耐震性向上の今後の進め方

緊急輸送の拠点となる空港

■ 地域的な空港の分布や地震発生確率及び整備に要する費用等を考慮した上で、庁舎、管制塔等の耐震補強等を早期に推進。

平成22年度
耐震調査結果を踏まえた庁舎の耐震補強等を実施予定

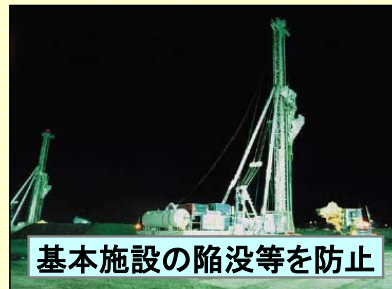
航空輸送上重要な空港

■ 東京、成田、中部、大阪、関西、新千歳、福岡、那覇、仙台、新潟、広島、高松、鹿児島各空港で耐震性向上を推進。

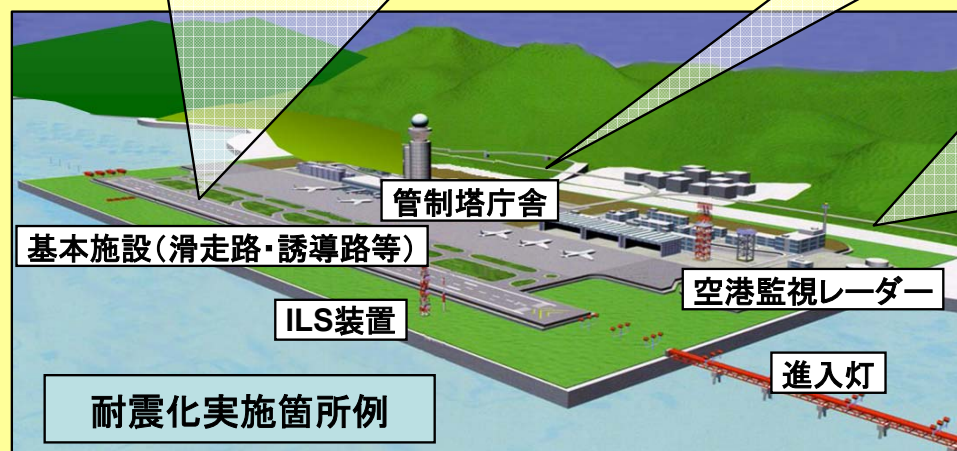
平成22年度
基本施設（滑走路等）の液状化対策等、耐震調査結果を踏まえた必要な耐震事業を引き続き実施予定

空港施設の耐震性向上

航空機の離着陸に必要な基本施設等の機能を確保



航空管制機能の停止を防ぐとともに空港の管理機能を確保



航空機との通信や夜間等に必要な航空保安施設の機能を確保



今後の更新・改良事業の必要性・緊急性

- 緊急性の高い既存施設の更新事業を早急に実施するとともに、今後発生する更新・改良需要に適切に対応するためには、現在の水準に比して多額の費用が必要となる見込みであり、施工方法の改良や技術開発等を通じてコストの縮減を図りつつ、その円滑かつ計画的な実施を推進することが重要な課題となっている。

今後更新が見込まれる主要な施設

基本施設

滑走路・誘導路・I/P等々の打替え



建築施設

管制塔や局舎等の建替え



無線施設

レーダー・ILS等の更新



照明施設

地上走行用灯火・進入灯等の更新



これら既存施設の着実な更新のためには、現状300億円程度/年にとどまる空港施設の更新・改良事業費について、今後概ね10年間で少なくとも総額約6,300億円(約630億円/年)程度が必要となる見込み。

(参考) 更新・改良事業におけるコスト縮減のための取組

空港の基本施設の効率的な更新・改良

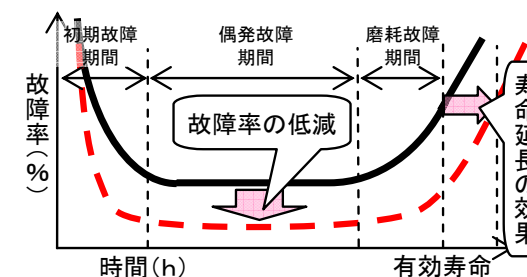
- 新たな施工法等による効率化。
- 設計方法の見直し等による空港施設の長寿命化を調査研究。
- 予防保全に繋がる効率的な点検・手法を調査研究。



施工方法の効率化の例

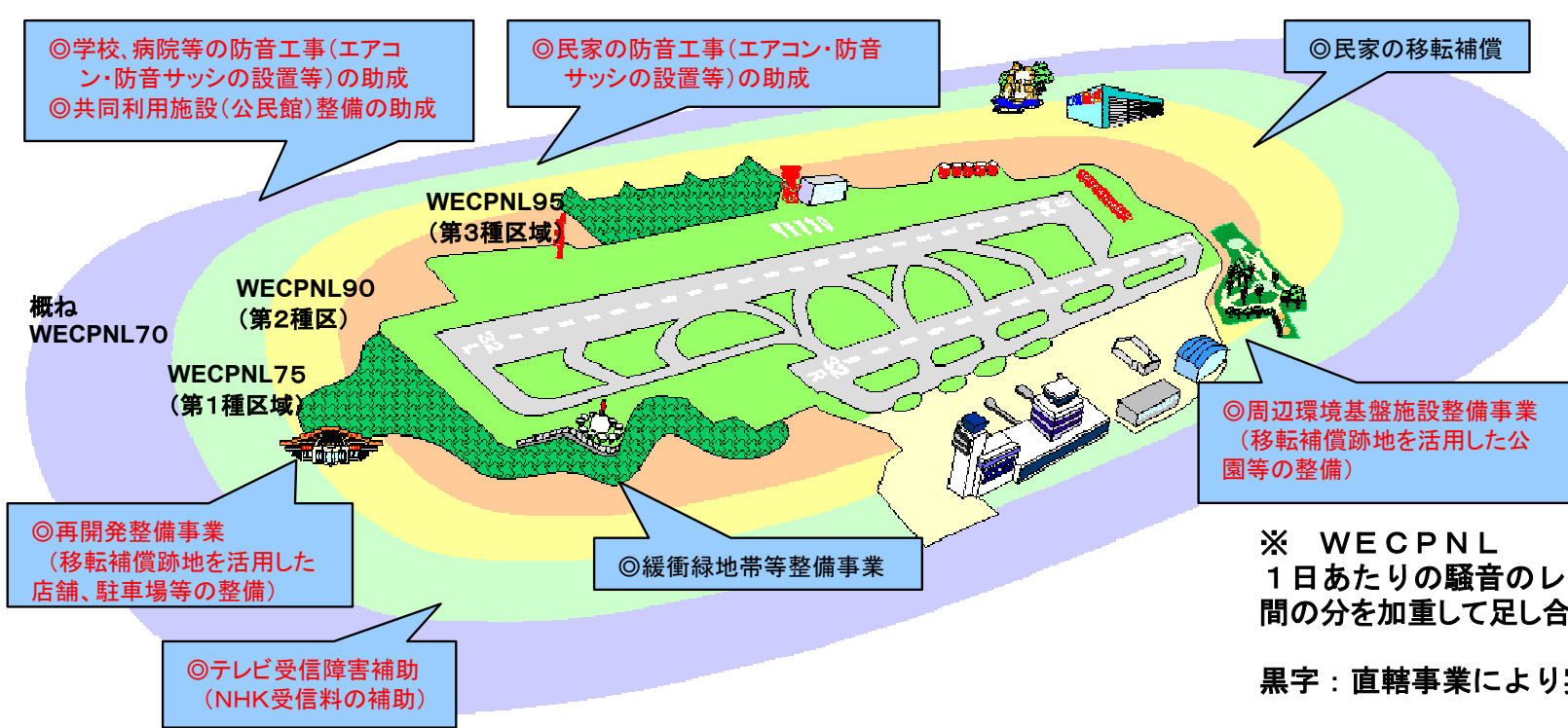
ライフサイクル管理体制の充実等による故障率の低減

「技術管理センター(仮称)」(平成23年度組織発足予定)において、各種航空保安無線施設等の障害発生件数が低下するよう、技術管理・評価及び調達仕様の作成等を実施。



空港周辺環境対策の概要

空港周辺環境対策の概要



空港周辺環境対策の対象空港(特定飛行場)

函館、仙台、成田、東京、新潟、大阪、松山、高知、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇

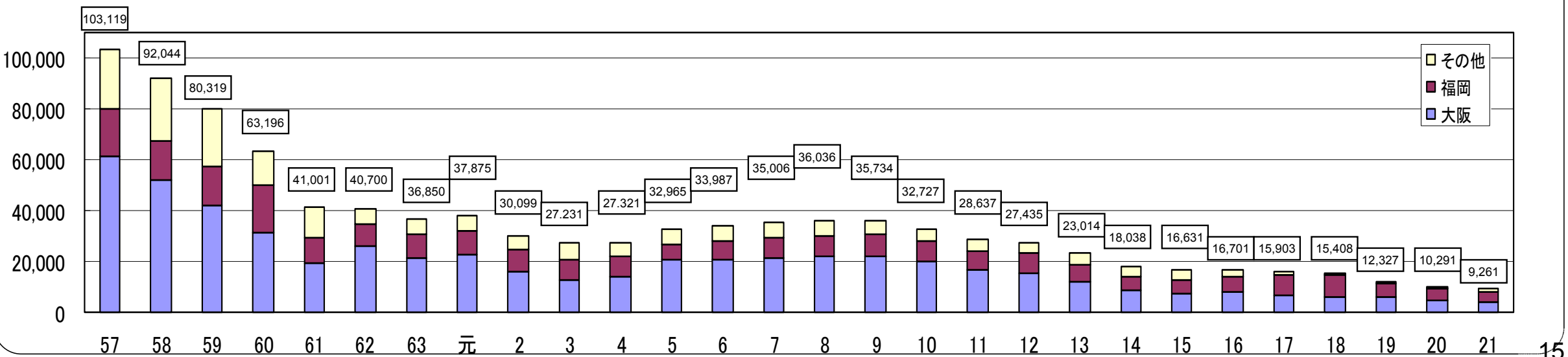
※成田は、成田国際空港株式会社が空港周辺環境対策を実施

※ WECPNL
 1日あたりの騒音のレベルを評価する尺度。通過全航空機の騒音を夕方・夜間の分を加重して足し合わせて算出。

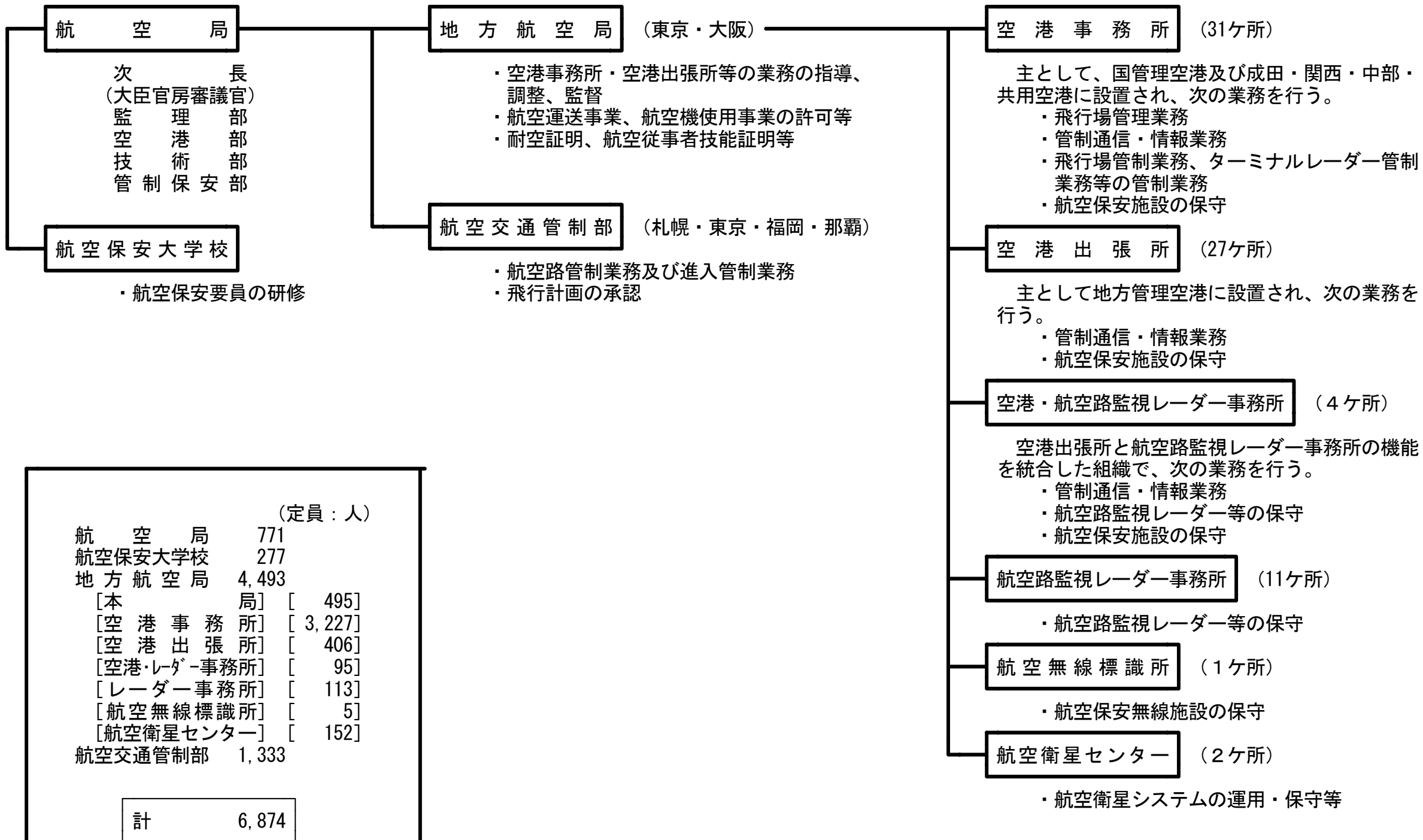
黒字：直轄事業により実施 赤字：補助事業により実施

環境対策予算の推移

(単位：百万円)



空港管理・航空管制にかかる現場機関等の概要



(定員：人)	
航空局	771
航空保安大学校	277
地方航空局	4,493
[本局]	[495]
[空港事務所]	[3,227]
[空港出張所]	[406]
[空港・レーダー事務所]	[95]
[レーダー事務所]	[113]
[航空無線標識所]	[5]
[航空衛星センター]	[152]
航空交通管制部	1,333
計	6,874

※平成21年度末時点 (予算ベース)